

水俣病被害者の救済

一般予備費 140.7億円

水俣病被害者の救済に関しては、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が平成21年7月8日に成立した後、同法に基づき、平成22年4月16日に「救済措置の方針」の閣議決定を行い、平成22年5月から一時金などの申請受付を始め、同年10月から一時金の支給を開始している。

本事業は、チッソ(株)が救済対象者に対して支払う一時金について、チッソ(株)に貸し付けを行う公益財団法人水俣・芦北地域振興財団への熊本県による出資に要する経費の一部を補助するもの。